

主催者の皆様には、感染症拡大防止のための対応策をご検討くださるようお願いいたします。

■ 施設側と十分な打合せを行い、次の各指針について必ず事前にお読みください。

山形県「イベント等に関する基本方針」

全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

■ 参加者等（出演者・スタッフ・観客など会場にいた方）の名簿を作成してください。

- ・参加者等の氏名・緊急連絡先（電話番号等）を可能な限り把握して名簿を作成し、保存してください。また、参加者に対し、保健所等の求めに応じて提供する必要があることを周知してください。

■ スケジュール作成やスタッフ行動計画の面でも予防対策にご協力をお願いします。

- ・仕込みやバラシも十分余裕を持って計画してください。開場・開演の設定や、休憩時間の取り方も十分に配慮してください。
- ・受付やトイレの混雑緩和ならびに社会的距離の確保が守られるようにご協力ください。
- ・資料や記念品の配布、チケットテイク（もぎり）、物販をはじめ、スタッフと参加者が近接しやすい場面では、その方法について十分にご配慮ください。

■ 体調不良の方への基本的な対応の流れは次のとおりです。

- ・症状を確認し、対応の流れを選択します。

(1) 車いす・休憩室のご利用・救急要請・AEDが必要な場合

身体を横にできる場所を設けています。事務室や舞台袖などの職員に協力を仰ぎ、休憩室まで付き添ってください。車いす・AEDは総合案内にあります。

感染症以外の疾患など、救急車を要請する場合は緊急を要しますのでお近くの方が要請してください。施設を通じて要請する場合は事務室にお越しになり、患者様の事情を詳しく分かる方がともに対応してください。

(2) 感染症を疑う症状があるため、隔離対応が必要な場合

主催者控室（主催者が使用可能）などに「感染予防セット」を常備しています。まずは対応者が予防をした上で、休憩室に救護者を隔離し、電話相談をします。

山形県新型コロナ受診相談センター 県内統一番号 0120-88-0006(24時間対応・土日祝日含む)

▶受診までの間の感染拡大を防止するために

- (1)保健所が症状等をお聞きし、県指定の医療機関と調整を行います
- (2)保健所から相談者へ受診いただく医療機関と、受診までの注意事項をお伝えします
- (3)注意事項に従って、指定の医療機関(新型コロナウイルス感染症外来)を受診いただきます
- (4)医師が診察し、検査が必要な場合は保健所に依頼して検査を行います

不安に思う方の一般相談窓口 置賜保健所 0238-22-3002(平日・午前8時30分から17時15分)

聴覚障がいのある方、電話での対応が難しい方 FAX 023-625-4294(平日・午前8時30分から17時15分)